

# 喫煙するときは 周囲への配慮が必要です

屋外や自宅での喫煙については健康増進法上、望まない受動喫煙が生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないという配慮義務があります（法第27条第1項）。

受動喫煙防止の観点からは、喫煙する場合には次のことにご留意ください。

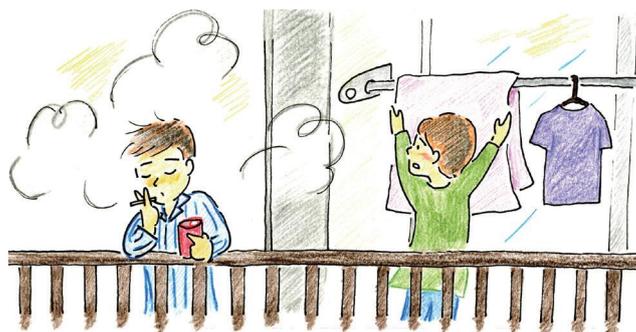


配慮ってどうすれば？

**A** 公園や子どもがいる  
近くで吸わない



**A** ベランダ喫煙をしない



**A** 車内に子どもや非喫煙者がいるときは吸わない



## 「加熱式たばこ」について

⇒健康リスクが低減するかどうかは、現時点で科学的根拠はありません。また、受動喫煙のリスクについては、科学的根拠は十分でなく更なる研究が必要とされています。（世界保健機関見解）

# 屋外の灰皿設置について 周囲への配慮が必要です

屋外での喫煙場所の設置については健康増進法上、望まない受動喫煙が生じさせることがないようにしなければならないという配慮義務があります（法第27条第2項）。

受動喫煙防止の観点からは、屋外であっても灰皿を設置しないことが望ましいですが、設置する場合には次のことにご留意ください。

## Q 灰皿設置の配慮ってどうすれば？



受動喫煙に関する相談があった場合は、できる限り灰皿を撤去をしましょう  
※撤去が難しい場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所へ灰皿を移動する